

く大合同の実現はかる要望への具体的意旨である。

我等はこの合同の実現を標榜として全大衆に誓約する。

・日帝斗争の果敢なる遂行に依つて大衆生活を防衛せんことを。

・統一されたる堡塁を死守しておらゆる暴圧に抗せんことを。

・労働組合農民組合の戦線統一を具現して次の飛躍に備へんことを。

未組織大衆への戦線拡大を努力して単一無産政党の理想に到達せんことを。

合同政党は大衆の斗争を以て闘ひし巨城である。

我等は赤心捧くことを防衛す。

合同の道程に於ける一切の行きかへりは今や共に闘へよ。

合同に依る斗争の圧力は今日と共に輝け。

さらば前途の光輝を目指して全党員は奮起すべし。

右宣言す

昭和六年七月五日

合同大衆會

合同政党綱領

無産党合同協議會提出

一 我々は全日本無産大衆の代表として全日本無産大衆の利益を代表するものとして、

二 我々は資本主義制度の改革と撤廃し以て無産階級の解放を期す

三 我々は労働組合、農民組合その他無産大衆諸組織の横大結成に努め、この

か目的達成の爲めに闘ふ

規約

合同協議會提出

第一章 總則

第一條 我々は全日本無産大衆と稱し本部を東京に置く

第二條 我々は党の綱領に基き、大衆の實現を以て目的とする

第三條 我々は綱領に賛成し規約を遵守する個人を以て組織す

第四條 本部は東京に本部を置く

第五條 本部は本部の事務を執行する中央委員、本部役員を以て組織す

第六條 本部は本部の事務を執行する中央委員、本部役員を以て組織す

第七條 本部は本部の事務を執行する中央委員、本部役員を以て組織す